

2007/04/02

## 『江戸川区の福祉を考える会』

<事務局>

NPO 法人

自立生活センター S T E P えどがわ内

担当 今村 登

〒133-0065 江戸川区南篠崎町 3-9-7-1F

TEL : 03-3676-7422 FAX : 03-3676-7425

Mail : main@step-edogawa.com

江戸川区・江東区議会議員候補予定者 各位

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。突然のご連絡で失礼致します。

私ども「江戸川区の福祉を考える会」は、どんな障害のある人も地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して活動している障害当事者及び支援者による団体です。江戸川区を活動拠点として始めた為団体の名称は「江戸川区の福祉を考える会」ですが、江東区の団体も加盟してくれた為、近年は江東区行政への働きかけも行っています。

さて昨年 12 月 13 に国連総会に於いて「障害のある人の権利に関する条約（障害者の権利条約）が採択されました。これは“Nothing about us without us！”（私たち抜きに私たちのことを決めないで！）という世界中の障害者の声が結実された条約です。今後は本条約の批准に向けて国内法の整備、自治体条例等の整備が重要となります。そこで当会では、この度の 2007 年統一地方選挙の江戸川区と江東区に於ける各立候補者の方々が障害者福祉に対するどのような政策をお考えになっておられるのかお尋ねしたく、また、有権者に対して投票を決める参考資料として提供するために、障害者施策の推進に関するアンケートを行うこととなりました。皆様方にはお忙しいところ誠に恐縮ですがアンケートにお答えいただきたくお願い申し上げます次第です。

なお、このアンケートにつきましては、本選挙区の全ての候補者にお願ひし、その回答を一覧としてとりまとめ、当会の会員・関係者へ配布致します。当会の立場は全ての候補者に対して中立的であり、特定の候補者を支持するものではないことをご理解ください。

また、一般の有権者にも情報を提供するために、街頭でのチラシ配布及びホームページ上での公開を予定しておりますので何卒ご了承下さい。ホームページへの掲載につきましては、当会の事務局を担っている NPO 法人自立生活センター S T E P えどがわのホームページ（<http://www.step-edogawa.com/>）にて行う予定です。なお、チラシ配布及びホームページでの公表は公示日までに行う必要がありますので、2007 年 4 月 7 日までにご回答していただけた場合になります。その点ご了承いただき、FAX にてご回答いただけると幸いです。

敬具

## 返信 FAX : 3676-7425

アンケート締切日

第一次締切 2007 年 4 月 7 日（街頭でのチラシ配布、ホームページに掲載します。）

第二次締切 2007 年 4 月 14 日（街頭でのチラシ配布、ホームページ掲載は行いませんが、当会の会員・関係者に対して配布します。）

アンケートの回答及びお問い合わせは、上記の当会事務局までお願い致します。

## 「障害者施策の推進に関するアンケート調査」

お名前 \_\_\_\_\_ 記入日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ホームページ \_\_\_\_\_

政党の公認・推薦の有無 \_\_\_\_\_ 有（ \_\_\_\_\_ 党） ・ 無 \_\_\_\_\_

### <基本情報>

昨年 12 月 13 に国連総会に於いて「障害のある人の権利に関する条約（障害者の権利条約）が採択されました。これは“Nothing about us without us！”（私たち抜きに私たちのことを決めないで！）という世界中の障害者の声が集結された条約です。今後は本条約の批准に向けて国内法の整備、自治体条例等の整備が重要となります。その為、この条約に関連した質問を中心にお聞きします。

Q1) 国連で採択された「障害者の権利条約」のことをご存知ですか？（該当するもの一つに ）

- 1.よく知っている
- 2.詳細は知らないが、採択された事は知っている
- 3.名前は聞いたことがある
- 4.条約が検討されていた事は知っていたが、国連総会で採択された事は知らなかった
- 5.ほとんど知らなかった
- 6.全く知らなかった

Q2) 条約の趣旨である“Nothing about us without us！”（私たち抜きに私たちのことを決めないで！）ということについてどのように思われますか？（該当するもの一つに ）

- 1.趣旨を尊重し、今後の区政にも積極的に活かしていくべき  
（理由： \_\_\_\_\_ ）
- 2.趣旨は否定しないが、当事者参画は慎重に行うべき  
（理由： \_\_\_\_\_ ）
- 3.いまいちこのような趣旨は受け入れ難い  
（理由： \_\_\_\_\_ ）
- 4.その他（ \_\_\_\_\_ ）

**Q3) 障害者自立支援法について、どのようにお考えですか？（該当するもの全てに ）**

1. とても良い制度が出来た
2. 細部にはまだ問題点はあると思うが、全体としては良い制度ができた
3. 自助、共助、公助のバランスの取れた制度が出来て良かった
4. 問題点はあるが、支援費制度が破綻したので仕方ない
5. 応益負担は当然（仕方ない）
6. 応能負担に戻すべき
7. 人間らしく生きるために介助を受けることを『益』とする考えはおかしい
8. 社会参加が促進された
9. 社会参加が抑制された
10. 法の名前どおり、障害者の自立支援に有効な制度だ
11. 法の名前に反し、障害者自立支を阻害しかねない制度だ
12. 障害者の権利条約の批准にふさわしい法律だ
13. 障害者の権利条約を批准するためにも抜本の見直しが必要だ
14. 障害者自立支援法の中身が良く分からないので、良し悪しの判断が難しい
15. その他（ ）

**Q4) 我が国の障害者福祉は施設から在宅へと、地域生活移行が推進されています。在宅サービスの中でホームヘルプ支給量（時間数）の決定内容は、安心した地域自立生活を送れるかどうかの大きな鍵となっています。このホームヘルプ支給量についてお聞きます。（該当するもの全てに ）**

1. 身体、知的、精神といった障害の種別及び程度に分け隔てなく、身体機能に着目した何ができる・できないという判断ではなく、本人の希望を尊重し、どのような支援があればよいかといった判断の上で、支給量を決定すべき。
2. どのような障害も、人の手を借りる事はできるだけ少ない方が望ましく、本人のためにも極力必要最小限の支給量にするべき。
3. 介助・介護の担い手は、まずは家族、身内が優先で、次にできればボランティア、それでも不足したら公的な制度を利用することが望ましい。
4. 自助、共助、公助は組み合わせの種類であって、優先順位として判断するべきではない。
5. 十分な支給量を出せるかどうかは、結局は国や都の財政次第であり、区は十分出している。
6. これ以上在宅でのホームヘルプ利用者数・時間数が増える事は抑制したい。
7. その他（ ）

Q5) 昨年 12 月に施行されたバリアフリー新法では、「市町村は高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成することができる」とあり、基本構想作成には計画段階から住民等の参加促進を国土交通省は推奨しています。これは、冒頭の障害者の権利条約の趣旨とも相通じるものでありますが、法的に義務付けはされていません。そこで基本構想の作成についてお聞きます。(該当するもの一つに )

1. バリアフリー化の促進は社会の高齢化等も踏まえ今後ますます重要になる課題であり、基本構想は作成すべき。その際、例え当事者参画が義務付けされていなくても、当事者を交えて基本構想作成委員会などの体制を作るべき。
2. 基本構想の作成は必要だが、当事者参画はパブリックコメントや公聴会などで十分である。
3. バリアフリー化については、基本構想で縛りをつけるより、自治体及び民間事業者、個々人の努力によってなされるべきである。
4. 特に考えはない。
5. その他 ( )

Q6) 障害を理由とする差別的対応の禁止及び防止に関して、諸外国では“障害者差別禁止法”に代表される法整備が進められています。障害者の権利条約の国連採択を受け日本においても、障害者差別禁止法の制定を求める運動が広がっていますが、これについてどのようにお考えですか。(該当するもの一つに )

1. 障害者差別禁止法の制定を促す為にも、自治体条例としても積極的検討していくべき。
2. 新たな法整備や条例制定を行うのではなく、現行法で差別が起こらないような方策を講じるべき。
3. 特に考えはない。
4. よく分からない。
5. その他 ( )

Q7) 障害者の地域福祉に関して推進すべき具体的な政策をお持ちですか？(該当するもの一つに )

1. ある。

具体的にお答え下さい。

2. 現在検討中で、選挙中にはマニフェストで提示する。
3. 特にない。
4. その他 ( )

Q8) 候補者として、障害当事者にアピールしたいことがありましたらお答え下さい。

ご多忙の中、ご回答いただきありがとうございました。選挙でのご健闘をご祈念申し上げます。